

# 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (一括徴収記載例)

1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
※市町村処理欄		
特別徴収義務者 指定番号	<b>0081234567</b>	※市町村ごとに 異なります
宛名番号	<b>1</b>	
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号	課・係	<b>人事課給与係</b>
	氏名	<b>久米川</b>
	電話	<b>042-393-5111</b> (内線 <b>100</b> )
(オ) 異動の事由	(カ) 異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額
	1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) <b>9</b> 月分(10月10日納期分) 3. 普通徴収 理由
		円 <b>1,200,000</b>
		円 <b>60,000</b>

A ◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

東村山市専用

令和××年9月1日提出 (届出先) 東村山市長

〒189-0014 東京都東村山市本町1丁目2番地3  
フリガナ カマシキガイシャ ヒガシムラヤマ  
氏名又は名称 株式会社 ひがしむらやま  
代表者の職氏名印 代表取締役 特徴 太郎 (印)  
個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 1

旧受給者番号(整理番号)	フリガナ	タマコ ハナコ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	(エ) 異動年月日
氏名	多摩湖 花子	(旧姓 諏訪)	円	6 月から 9 月から	円	××・8・31
生年月日	昭和平成 2 年 5 月 10 日		140,000	8 月まで 5 月まで	円	
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1			円	円	
1月1日現在の住所	東村山市富士見町6丁目7番地8					
給与の支払を受けなくなった後の住所	〇〇県××市△△町1-2-3					

B ◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由	徴収予定		
① 異動が令和××年12月31日までで、申出があったため(8月25日申出)	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額) 円
2. 異動が××年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	9・20	104,400	
異動者印			104,400

相続人の氏名

氏名

住所

電話

2 (普D) (例: 給与の支払が毎月でない)

3 (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)

一括で徴収した税額を納入する月を記入してください。  
※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収としてください。

C ◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)

新しい勤務先の住所(居所)又は所在地 〒

フリガナ

氏名又は名称

代表者の職氏名印

個人番号又は法人番号

徴収開始希望月 額 円を

月分から徴収し、納入します。

場合は、いずれかを○で囲んでください。

納入書 要・不要

※希望する方のみ記入

注)新しい勤務先の事業所の法人番号又は個人事業主の個人番号をご記入ください。

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。  
(ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)  
(イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分)  
(ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)

※市町村記入欄

【提出先】 〒189-8501 東村山市本町1丁目2番地3 東村山市役所 市民部 課税課 市民税係

御注意

4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

3 2 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載してください。

「転勤・再就職等」により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。

「給与所得者」の欄(個人番号)は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人が個人番号の提供を受け記載してください。

また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄(個人番号)は、前勤務先へ送付願います。